

2019年4月

関係各位

学生部長

新入生勧誘活動について

明治大学構内で新入生勧誘活動を行う事ができるのは、本学の公認団体で、所定の手続を事前に行った団体に限ります。

非公認団体、学外団体並びに学外者の構内における勧誘活動（ビラ配り含む）は一切認めません。

なお、大学から許可を受けていない公認団体、非公認団体、学外団体並びに学外者の構内における勧誘行為を確認した場合は、本学教職員の指示に基づき退構いただきます。また、必要に応じ、学生証、免許証等の身分証明書等の提示を求めることがありますので、予めご了承ください。

以上